

陽明小学校PTA規約

第1条 (名称および所在)

この会は、陽明小学校PTAと称し、事務所を陽明小学校内におく。
任意団体とする。

第2条 (目的)

この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 (方針)

この会は、教育を本旨とする民主的団体として、下記の方針によって活動する。

- 1、この会は、自主的に活動し、他からの支配や干渉を受けない。
- 2、児童の保護、福祉のために活動する他の団体と協力する。
- 3、特定の宗教や政党にかたよらず、営利を目的としない。
- 4、この会は、学校の管理運営や教職員の人事について干渉しない。

第4条 (活動)

この会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1、学校、家庭、社会における教育環境の改善
- 2、児童の福祉の増進
- 3、会員相互の研修と親睦
- 4、その他、第2条の目的を達成するために必要な活動

第5条 (会員)

1、(会員の資格)

この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者（以下「P会員」という。）および本校の教職員（以下「T会員」という。）とする。

2、(権利、義務)

この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第6条 (役員、監査等)

この会に、次のとおり役員、監査をおく。

但し、役員を増減について、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- | | |
|-----------|----------------------|
| 1、役員 | 10名程度 |
| (1)顧問 | 1名 |
| (2)会長 | 1名（P会員より） |
| (3)副会長 | 2名（T会員より1名、P会員より1名） |
| (4)会計 | 2名（P会員より） |
| (5)庶務 | 若干名（P会員より） |
| 2、監査 | 2名（P会員より、役員とは兼務出来ない） |
| 3、青少年補導委員 | 該当年度のみ1名（全児童の保護者より） |

第7条 (役員、監査等の任務)

役員、監査の任務は、次のとおりとする。

- 1、顧問 会長の諮問に応じる。

- 2、会 長 会を代表する。
- 3、副 会 長 会長を補佐し、会長不在の時、代理を務める。
- 4、会 計 収入、支出の記録、会計書類の保管等一切の会計事務を行う。
- 5、庶 務 必要に応じて業務を遂行する。
- 6、監 査 会計書類を監査し、総会において報告する。
- 7、青少年補導委員 川西市青少年補導委員会構成員として出向する。

第8条 (役員、監査等の選出)

- 1、顧問は、学校長として定期総会の承認を得る。
- 2、総務役員（T会員を除く）の選出は、定期総会までに、P会員中から候補を選び、定期総会の承認を得る。
副会長（T会員）は学校長がT会員から指名し、定期総会の承認を得る。
- 3、監査は総務会でP会員中から候補を選び、定期総会の承認を得る。
- 4、青少年補導委員は該当年度に候補を選ぶ。選出はP会員に限定しない。

第9条 (役員、監査等の任期)

- 1、役員、監査の任期は、定期総会から翌年度定期総会までとする。但し再任は妨げない。
- 2、監査の任期は、定期総会から翌年度定期総会までとする。但し再任は妨げないが、監査の三選目は出来ない。
- 3、青少年補導委員の任期は、定期総会から翌年度定期総会までとする。但し再任は妨げない。
- 4、任期中（年度途中）に、役員、監査および委員の欠員が生じた場合の措置は、会長に一任し、その指示に従う。

第10条 (機 関)

① 総 会

- 1、定期総会を毎年行う。なお、形式としては、対面総会あるいは書面総会とする。
- 2、臨時総会は、総務会からの要請があった時、または、会員の3分の1以上の要請があって会長が必要と認めた時行う。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。
- 3、定期総会及び臨時総会が書面で行われた場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出または白紙提出は総務事務局へ一任することとする。議事は総務事務局への一任数を含め定数の過半数で決する。
- 4、総会は、最高の決議機関であり、次の事項を決定する。
 - (1)前年度決算ならびに事業報告の承認
 - (2)役員承認
 - (3)規約の改廃に関する事項
 - (4)本年度予算ならびに事業計画の審議
 - (5)その他、会の目的達成に必要な事項

② 総務会

- 1、総務会は、会長の諮問に応じ、本会の運営の企画と緊急事項を処理執行する。
- 2、この会は、役員（監査を除く）で構成し、必要に応じ会長が招集する。

第11条 (経 理)

- 1、この会の経費は、会費ならびに寄附金をもってあてる。
但し、寄附金の受理は総務会の承認を得なければならない。

- 2、この会の会費は、同一家庭内で本校に在籍する児童が2名以下の場合各児童、3名以上の場合
は上の学年から2名の児童について、8月、3月を除き月額200円とし、年額1児童2,000
円を6月に納めるものとする。但し、会長が免除を必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3、この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
但し、予算の補正は総務会の承認を得なければならない。
- 4、この会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
- 5、この会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第12条 (その他)

- 1、本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」
に定め、適正に運用するものとする。
- 2、緊急事案に限り、会長が必要と判断した場合は、顧問と相談した上で規約を変更することがで
きる。但し、可能な限り事前に総務会で審議し承認を得ることとする。決定した事項は、その後、
定期総会、又は臨時総会にて承認を得なければならない。
- 3、会員が退会を希望する場合は退会届（所定用紙あり）を提出する。児童の転出及び教職員の異動
に関しては自動退会とする。

陽明小学校 PTA 個人情報取り扱い規則

- 第1条 (目 的)
陽明小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利、利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 第2条 (責 務)
本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 (管理者・取扱者)
本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。
- 第4条 (収取方法)
本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。
- 第5条 (利 用)
本校では個人情報を次の目的の為に利用する。
1、会費集金、管理、その他の文書の請求
2、会員名簿の作成
- 第6条 (管 理)
個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
- 第7条 (第三者提供への制限)
個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1、法令に基づく場合
2、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3、公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4、国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 第8条 (情報開示等)
本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

《 付 則 》

この規約以外に必要な事項は、総務会の承認を得て内規に定める。
この規約は、昭和50年4月1日より執行する。

- | | |
|----------|--|
| 第一次規約改正 | 昭和53年3月17日 議決。
昭和53年4月 1日より施行する。 |
| 第二次規約改正 | 昭和55年5月13日 議決。
昭和54年5月14日より施行する。 |
| 第三次規約改正 | 昭和57年5月17日 議決。
昭和57年5月18日より施行する。 |
| 第四次規約改正 | 平成 6年5月21日 議決。
平成 6年5月22日より施行する。 |
| 第五次規約改正 | 平成17年5月19日 議決。
平成17年5月20日より施行する。 |
| 第六次規約改正 | 平成26年5月14日 議決。
平成26年5月15日より施行する。 |
| 第七次規約改正 | 平成27年5月13日 議決。
平成27年5月14日より施行する。 |
| 第八次規約改正 | 平成28年5月13日 議決。
平成28年5月14日より施行する。 |
| 第九次規約改正 | 平成29年5月 9日 議決。
平成29年5月10日より施行する。
但し、第12条第2号の規定に係る改正については、
平成29年4月 1日に遡って適用する。 |
| 第十次規約改正 | 平成30年5月 8日議決。
平成30年5月 8日より施行する。 |
| 第十一次規約改定 | 令和 元年5月10日 議決
令和 元年5月11日より施行する。
但し、第12条第2号の規定に係る改定については、
平成31年4月 1日に遡って適用する。 |
| 第十二次規約改定 | 令和 2年6月1日 決議。
令和 2年6月1日より施行する。
但し、第6条第3号、第7条8号、第8条第5号、第11条①、第12条第2号、
第13条の規定に係る改定については令和2年4月1日に遡って適用する。 |
| 第十三次規約改定 | 令和 3年5月13日 議決
令和 3年5月13日より施行する。
但し、第1条、第6条第1号、第7条第5、6号、第8条第2号、第9条第1号、第
10条第1、2、3、4号の規定に係る改定については令和3年4月1日に遡って適
用する。 |

《 内 規 》

(弔慰規定)

陽明小学校PTAならびに児童に対する。

1、弔慰金は、香典として5,000円を供える。

2、会葬にはPTA代表が参列する。

※その他、上記外、特例として会長の判断により出費もあり得る。

3、本校児童が10日以上、病気および怪我で入院した場合は、3,000円の見舞金を贈る。